

# 令和元年度第2回宮城県私立学校審議会 本審議会議事録

1 日 時 令和元年12月12日(木) 午後3時30分から

2 会 場 宮城県自治会館 208会議室

## 3 出席者

(1) 出席委員 伊藤 宣子, 加藤 雄彦, 片倉 ゆかり, 湯本 良次, 三塚 薫,  
小川 せつ子, 菅原 一博, 鈴木 一樹, 後藤 武俊,  
佐藤 哲也, 山岸 利次, 阿部 春美, 菅原 通悦  
(委員14人中, 13人出席)

(2) 欠席委員 根來 興宣

## 4 議題

(1) 調査審議事項

- ①幼稚園の収容定員に係る学則の変更について(大野田幼稚園)
- ②幼稚園の収容定員に係る学則の変更について(富沢幼稚園)
- ③専修学校の設置について((仮称)仙台デザイン&テクノロジー専門学校)
- ④専修学校の設置について((仮称)仙台スクールオブミュージック&ダンス専門学校)
- ⑤各種学校の廃止について(東北愛犬専門学院)
- ⑥専修学校の設置について((仮称)東北愛犬専門学校)
- ⑦専修学校の設置について((仮称)東北芸術高等専修学校)

(2) その他

## 5 会議の内容

事務局から審議会運営規程により会議が有効に成立している旨, 報告があった。

伊藤会長が審議会運営規程により議長となった。

議長は, 議事録署名人として加藤委員と菅原一博委員を指名した。

(1) 調査審議事項

- ①幼稚園の収容定員に係る学則の変更について(大野田幼稚園)
- ②幼稚園の収容定員に係る学則の変更について(富沢幼稚園)

事務局から資料により一括で説明を行った。

(伊藤会長)

大野田幼稚園と富沢幼稚園の収容定員に係る学則の変更につきましては、幼稚園・専修学校・各種学校部会に調査審議をお願いしておりました。その結果について、鈴木部会長から報告をよろしく願いいたします。

(鈴木委員)

はい。この件につきましては、令和元年9月2日に開催されました部会で調査審議した結果、本計画を了承した事を報告いたします。

(伊藤会長)

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明及び鈴木部会長の報告を受けまして、御質問・御意見等有ればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、加藤委員お願いいたします。

(加藤委員)

不勉強な部分をさらけ出すと思いますが、教職員の組織のところで御説明があった中で「教諭」と「フリーの先生」という言葉があったのですが、我々中・高では「フリーの先生」というのは存在しないものですから「フリー」とは一体何なのかなと。非常勤講師の事を言っているのか、何だかよく分からないので教えていただけるでしょうか。

(事務局)

幼稚園設置基準の中に、1学級1人以上という教諭の配置の基準があるのですが、それが、それぞれ大野田幼稚園では11人、富沢幼稚園では10人という基準を満たしている事になります。その他の先生方につきましては、副担任ですとか補助という形で入られたりとか、あと預かり保育等の担当として入る事になります。

(伊藤会長)

加藤委員、よろしゅうございますか。

(事務局)

はい、固定の担任クラスを持たない教諭の事をフリーと呼んでおります。

(伊藤会長)

教員免許は持っているのだけれども、クラス担任ではないと。

(事務局)

はい、持っております。

(伊藤会長)

ありがとうございました。他にいかがでございましょうか。よろしく願いいたします，佐藤委員。

(佐藤委員)

ひょっとしたら9月の2日に上がっていて，私がうっかり失念しているのかもしれないのですが。大野田幼稚園，この2ページ目なのですけれども「3 収容定員変更後の学級編成」，この学級の数はいいのですけれど，3歳児が4学級で120人と。この120人がそのまま4歳児に進級した場合，4歳児の場合は，学級数というよりもこの定員が105名になっていて，マイナスになっているのですが，この辺はどんな風に理解をしたらよろしいのでしょうか。

(伊藤会長)

はい。それでは事務局，説明できますか。次年度以降という事でございますね。はい。

(事務局)

失礼しました。確かに，佐藤委員の御指摘の通りで，3歳児がそのまま進級するとクラス数が足りないのではないかという御指摘かと思えます。そこは，今，確認をしておりますけど，現状で定員を超過している状態，実は両園とも，この資料2ページの上のところにあります，実際は収容定員240人という事ですが，現状でも300人を既にオーバーして受入れているという事になります。そこは実員に合ったような形で定員を，今回，負債率の基準をクリアするという事になりましたので，実際の定員に見合った定員数にするという事になります。ただ，今，御指摘のあった，3歳児から4歳児にかけて減るところに関しては，確かに御指摘の通りかと思えます。ただ，年度によって，入る人数はバラバラになるかと思えますし，クラス等に関しては11保育室ございますので，その中で適正に管理をされているものと思えますが，すみません，我々もきちんと御説明できずに申し訳ございませんが，きちんとした指導をして参りたいと思えます。御指摘ありがとうございます。

(伊藤会長)

はい。それでは佐藤委員，続けます。

(佐藤委員)

これは本当に書類上の，まあ形式的だと言えば形式的かもしれませんが，やはり105という数がきちんとした書類として上がっているのは，ちょっと問題かなという気はするのですね。というのも，同じ法人の富沢幼稚園の場合でしたら，3歳児が100人に対して4歳児が105人，5歳児が105人なので，これは分からなくもない，形式論理で。ですので，この辺もし何かありましたら幼稚園の側にも御指摘いただいて，何らかの数字の調整は必要なのかもしれないなと思っております。

(伊藤会長)

はい。事務局、いかがですか。

(事務局)

お恥ずかしい話ですが、事務局としては確認不足というところかと思えます。大変申し訳ございません。ここはきちんと、園児が進級する段階で、何か不利益なり保護者の方が困るような事があってはなりませんので、委員の御指摘を重く受止めて、園の方にはきちんとした指導をいたします。

(伊藤会長)

それでは事務局、よろしくお願い申し上げます。他にいかがでしょうか。はい、加藤委員お願いします。

(加藤委員)

これもお恥ずかしながら、この現場に行った事がないので、勝手な事をお伺いしますが、2つの幼稚園の前には、仙台市の道路、市道があると思うのですね、686号線というのと495号線ですか。これだけの園児、要するに365人という数の方が定員として入ってくるとすると、同じ時間から始まるのですよね、この幼稚園は。そうすると、この市道にどういう風にして登園してくるのかなど。小学校とか中学校とか高校だったら歩いてくる、自転車で来るとかあるでしょうけど、幼稚園児だと車で送られてくる、もちろん幼稚園のバスもあるかもしれませんが、相当な数の方が、その時間に一斉にこの場所に集まる。そうしますと、仮の話ですけれども、東京でも痛ましい事故がございました。また、同じような事が色んなところで起きているわけですね。園児の登下校もそうですけれども、園児がどこか行くというような時も含めてですけど、市道のここでそれだけの数の方が一斉に入ってきて、そして親もついてくると思うのですが、大丈夫なのでしょうか。

(事務局)

今、加藤委員の御指摘の通り、事件という話もありましたが、大津の痛ましい事故もありまして、文科省の方から幼稚園だけではなくて保育施設も含めまして、緊急点検調査という事で園の皆様に御協力いただいてやっております。日常的に集団で園児が、特に保育園の場合の危険箇所というのを洗い出して、道路関係者と県警、警察関係者と協力をして対策を練るという事を、今まさに実施しているタイミングでございます。それに加えて、今、加藤委員から御指摘があったのは、登園と帰り道という事になるかと思えますが、区画整理で道が非常に変わっている富沢駅の左右に分かれるような形で、こちらの園は配置をされております。実際には居住されている方が、どのエリアから来ているかというところは我々も把握しておりませんが、そこは園も、最近、特に敏感になっておりますので、特に集団で登下校する際のスクールバス、きちんと安全な場所から乗って、安全な場所で降りて、子供たちが安全に登下校できるように

という事は、細心の注意を払っていますし、我々もそういう指導をしております。文科省でも、今、そういう調査をしている最中でございます。ただ、数が余りにも多いのではないかと御指摘ですね。そこは確かにそうございまして、特にこの富沢駅周辺、今、説明もありましたが区画整理等もありまして、仙台市内でもかなり若い層、30代の夫婦の方だとか、それに伴ってお子様の数が非常に大きく伸びてきております。ただ、区画整理という事なので、比較的、旧市街地よりは歩道があったり、道がまっすぐで見晴らしが良かったりという事なので、例えば太子堂の裏辺りがちょっとコチャコチャする、道が狭くて一方通行でとか、危ない道なんかは、我々も色々と保護者の方等から日常的にいただいておりますけれども、こちらの両園に関しては、まだ、比較的、区画整理をされているという事で、条件的には歩道の幅だったり見晴らしだったり、そんなに悪くはないのかなという風には感じております。

(伊藤会長)

はい。よろしゅうございましょうか。年齢が低いだけに、大人の安全点検、これはとても重要な事だと思います。変更という風な事で125名も増えてしまうという風なところ。ただ、実績は増えていたのですという風なところはあろうかと思っておりますけれども、学則定員という風な形になった時の、この数字に対する安全点検、これ大事かなという風に思います。ありがとうございました。他、いかがでございましょうか。はい、どうぞ。後藤委員、お願いいたします。

(後藤委員)

1点だけ教えていただきたいのですが、4ページ目に変更の理由がございまして、「しかし」で始まるところに「一部審査基準（負債割合）を満たしていなかった」という事で記載がありまして。そうしますと1ページを見ますと負債率6.98%で、その下に「審査基準6条1項（負債率）に適合」という風に書いてございます。それに従って6条1項をいただいている資料で確認しますと「資産総額の3分の1以内であれば負債を認める」という事でしたが、そうしますとそれは単年度といたしますか、つまり前の年まではかなりの負債があったという事だと思うのですけれども、どういう理由でそんなにあったのかという事と、そんなに簡単に負債って減るものなのかというところ、素朴な質問ですが教えていただければと思います。

(伊藤会長)

はい、それでは事務局、お願いいたします。

(事務局)

3分の1以内となったのは平成26年度決算の段階だったのですけれども、その当時に新たな借入れの話がありまして、また負債率が3分の1を超えてしまうのではないかとあった事がありましたので、これまで申請できずにおりました。ただ、その話が無くなったという事で、今回、申請をする事になったという事でございます。

(伊藤会長)

後藤委員、よろしゅうございますか。ありがとうございます。他にいかがでございましょうか。はい、それでは他に御意見が無ければ、それぞれの案件についてお諮りしたいと思いません。

大野田幼稚園の収容定員に係る学則の変更について了承する事とし、本件について適当とする旨、答申する事を決定してもよろしゅうございましょうか。はい、ありがとうございます。それでは本件につきまして意義が無いものと認め、適当と答申する事といたします。

続きまして、富沢幼稚園の収容定員に係る学則変更について了承する事とし、本件について適当とする旨、答申することを決定して参ります。よろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは、本件につきましては、意義が無いものと認め、適当と答申する事といたします。

③専修学校の設置について ((仮称) 仙台デザイン&テクノロジー専門学校)

④専修学校の設置について ((仮称) 仙台スクールオブミュージック&ダンス専門学校)

事務局から資料により一括で説明を行った。

(伊藤会長)

(仮称) 仙台デザイン&テクノロジー専門学校と、(仮称) 仙台スクールオブミュージック&ダンス専門学校の設置につきましては、幼稚園・専修学校・各種学校部会に調査審議をお願いしておりました。その結果について、鈴木部会長からよろしく御報告お願いいたします。

(鈴木委員)

この件につきましては平成 31 年 1 月 31 日に開催されました部会で調査審議した結果、本計画を了承した事を御報告いたします。

(伊藤会長)

ありがとうございます。ただ今の事務局の説明、それから鈴木部会長の御報告を受けまして、御質問・御意見があればお願いいたします。はい、加藤委員お願いします。

(加藤委員)

末節的な事かもしれませんが、どうしても進路先としてこの学校どうかなという時に、教育課程表を見てしまう癖がございます。教育課程表の資料 3 の方で言いますと 12 ページと 13 ページのところを見ていて、あれどうなのかなと。単位数の事を言っているのではないのです。ではなくて脚注のところで「必修選択は 1 年次に 4 単位」という言葉がございますね。「1 年次」。それから 13 ページのところ、※マークの二つ目です。「各年次進級時授業料は 10 万円加算する」。「年次」という言葉を使っています。高等学校でも単位制の学校は「年次」という言葉を使い「学年」という言葉は使いません。ところが、学則の本編の方を見ると、全部「学年」と

書いてあるのです。これ、整合性がある、これでいいという事なのでしょうか。例えば学則で申し上げますと、この資料3をめぐっていただきまして11条、7ページですね。「進級及び卒業」というのがございます。「ただし」というところで、「ただし、各学年において欠席日数が出席すべき日数の3分の1以内であっても」とありますが、先ほどの「年次」という言葉を使うのであれば、「各年次」という使い方になっていくのは高等学校の単位制でやっている学校では、普通、そういう風に気を使うのです。8ページの21条「相当学年に転入学または」とあるのですが、「相当年次に転入」という事になると思います。どっちを使うのかなと。単位制の学校だったら「年次」を使うのかなと思いつつ見たのですが、ですから別表1の、クリエイティブコミュニケーション科3年生、昼間一部、二部。これも、縦軸はいいとして、横軸は1学年・2学年・3学年となっている。そうするとこの「学年」という言葉と、※マークの脚注の「年次」は、どういう風にこれを捉えているのかがよく分からない。その事が資料4の方も同じなのです。まあ、これは色々とお考えがあるのかもしれませんが、学校教育法の中で言うと、単位制の学校は「年次」という言葉を使う、学年制の学校の場合には「学年」という形で行う、という事になります。その中で「年次」という言葉と「学年」という言葉が混在しているような学則というものはいかなものなのでしょうかというお尋ねでございます。

(伊藤会長)

はい、ありがとうございます。それでは事務局の方、御回答いただけますか。

(事務局)

御指摘ありがとうございます。「年次」とそれから「学年」という事で表現にばらつきがあるというところで、御指摘の通りでございます。こちらにつきましては専修学校において、おそらく申請者としては同じ意味で書いているところではありますが、資料として表現にばらつきがあって、同じ事を指しているかどうかというのは読みきれない部分があるという御指摘はその通りだと思いますので、申請者には直すように指摘したいと思います。ちなみにこちらの両方の学校につきましては単位時間制というものをとっておりまして、単位制とはまた区別された分類でありまして、「学年」という言い方、「年次」という言い方、いずれかに統一すればそこは問題無いという事で捉えております。

(伊藤会長)

はい、加藤委員お願いいたします。

(加藤委員)

門外漢の専門学校の事なので、目の前に菅原先生や鈴木先生がいらっしゃって、馬鹿な事を聞いているんじゃないと言われるかもしれませんが。進級する時は、当該学年に配当されている科目を履修し、そして、試験成績評価において、しかるべき規定に従った点数等又は出席をしなければ認めないと。という事は、原級留置きというのは存在するのですかという事なのですけど。原級留置きというのは、留年というやつですけど。留年の規定が無いところを見ると、

さっきのあれで言うと、どうなっていくのかなと。仮に高校生を入れた時に、どういう風な扱いになっていくのか、もう少し教えていただくとありがたいなと思っておりました。

(伊藤会長)

はい。それでは事務局、お願いいたします。

(事務局)

御指摘いただいた件、留年というのは存在する取扱いになります。進級の取扱いについては学則の7ページの11条のところで「所定の授業日数の3分の1以上欠席した者は、進級又は卒業する事ができない」とありまして、ただし書きで3分の1以内であっても補講ですとかそういった対応によって進級をする、という対応があります。

(加藤委員)

我々学則を扱っていて、進級あるいは卒業できない、進級判定会議がある。そういう事で、どうしても要件を満たさなくなると、当然、原級留置きとなるわけです。もう一度やり直してくださいというような。卒業する事ができない、進級する事ができない。できないで結構ですけど、こういう学生さんには、どういう措置をとられていくのかが書いていないのですけど、大丈夫なのですかという質問です。

(事務局)

学則上に明記されていないというところにつきましては、御指摘の通りです。学則の施行についての細則については別に定めるとしておりますので、この場では確認はできないのですけれども、別に定める規程に何らかの規定を設けている可能性はあります。

(伊藤会長)

別に定める規程があるかどうかという事ですね。それまでは見ていませんか。

(事務局)

そうですね、今、用意していなかったもので、はい。確認させていただきます。

(伊藤会長)

加藤委員、よろしゅうございますか。

(加藤委員)

まあ、そういう風な事ならそれでいいと思います。

(伊藤会長)

そうですね、原級留置きという風な、留置き事項も難しいところでもございますのでね。は



い。この辺どうでしょうね。はい、事務局お願いします。

(事務局)

はい、申請者に確認して修正させていただきます。

(伊藤会長)

はい。では確認の上という事ですね。よろしく願いいたします。

他に御質問・御意見ございませんでしょうか。では、山岸委員お願いします。

(山岸委員)

部会の時にも確認したのかもしれませんが、ちょっと記憶があやふやなので。両学校とも、教職員名簿に関して名前が完全に伏せられているというのはどういう事なのかという事と、当然これは専修学校なので、教員免許というものが無いにも関わらず「免許状の種類」という事で何かしら番号が振ってあるのですけれども、これは全く意味が分からないので、これは何を意味しているのか教えていただければと思います。

(伊藤会長)

はい。それでは事務局お願いいたします。

(事務局)

資料3の16ページ、それから資料4の17ページの教職員名簿のところで「氏名」、「生年月日」、「最終学歴」のところ、伏せさせていただいておりますが、こちらは、部会の際は全てオープンにした状態で御審議をいただきました。部会は非公開ですけれども、本審議会は公開という事で、個人情報に関するところという事で、今回、伏せた資料をお出しさせていただいております。説明が不足しておりまして申し訳ございません。それから「免許状の種類」の番号の意味ですけれども、こちらは専修学校の教員資格がどれに該当するかというのが書いてありまして、専修学校の教員資格は先ほど委員の御指摘の通り、教員免許という形ではなく専修学校設置基準というもので決まっております。その第41条の中で第1号から第6号、それぞれ最終学歴に応じた、必要な関連職歴の年数が定められておりまして、その41条の何号に該当するかというところで、41のなにがしという数字がこの「免許状の種類」に入っております。

(伊藤会長)

はい、山岸委員よろしゅうございますか。他にいかがでしょうか。はい、加藤委員、お願いします。

(加藤委員)

すいません。これは、そうじゃなくていいのだと、既存不適格のままでいいのだと言われればそうかもしれませんが。例えば資料3の17ページを拝見して、「1 校地」、「2 校舎」、「権

利関係を証する書類」という事で、登記事項証明書等を付ければいいと。それで「3 その他の施設」、「4 飲料水」とありますね。これはあくまでも私の個人的な意見なのでどうか分かりませんが、今、校舎は24時間換気じゃないと駄目なのです。学校の設置基準上は、建築確認申請する時には24時間換気である事が必要なのです。この建物は古いし、いいのだという事かもしれませんが、24時間換気が保障されているのでしょうか。新設校の扱いである以上は、当然、建物に関して、既存不適格だけどいいじゃないか過去こうなのだからという事が、この専修学校についてはこれでOKという事なのではないでしょうか。本来であれば、飲料水の事が書いてあるのだったら、「水と空気」と、空気の事は書いてないとまずいと思うのですが。これすいませんが「私学必携」には書いてありません。あくまでも、学校というものを建築する時に必要とされる建築確認、建築基準法の中で学校施設に関して出てくるところでございませけれど、これは24時間とかそういうものは関係無いという事で、セーフと言うか、失礼な言い方ですけど、認められるという事なのではないでしょうか。素朴な疑問なのですけども。

(伊藤会長)

はい。事務局の方、お願いいたします。

(事務局)

換気の設備につきましては、現地確認の際に、それぞれの教室の換気設備が整備されているかどうかというところまでは確認しております。ただ、それが24時間稼働しているかどうかというところまでについては確認していませんが、建築確認に関する書類については申請書に添付するよう求めておまして、そちらは受取っております。従って、専修学校として必要な建築要件は満たしているという事になっております。

(伊藤会長)

よろしゅうございますか。はい。換気の問題でございます。他、いかがでしょう。他に御意見がなければ、それぞれの案件についてお諮りしたいと思います。

(仮称) 仙台デザイン&テクノロジー専門学校の設置について了承する事とし、本件について適当とする旨、答申する事と決定してよろしゅうございませうか。はい、ありがとうございます。それでは、本件につきまして異議が無いものと認め、適当と答申する事といたします。

続きまして(仮称) 仙台スクールオブミュージック&ダンス専門学校の設置について了承する事とし、本件について適当とする旨、答申する事と決定してよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、本件につきまして異議が無いものと認め、適当と答申する事といたします。

⑤各種学校の廃止について(東北愛犬専門学院)

⑥専修学校の設置について((仮称) 東北愛犬専門学校)

事務局から資料により一括で説明を行った。

(伊藤会長)

それでは、(仮称)東北愛犬専門学校を設置につきましては、幼稚園・専修学校・各種学校部会に調査審議をお願いしております。その結果について、鈴木部会長から御報告をお願いいたします。

(鈴木委員)

この件につきましては、平成31年1月31日に開催されました部会で調査審議した結果、本計画を了承した事を報告いたします。

(伊藤会長)

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明及び鈴木部会長の報告を受けまして、御質問・御意見があればお願い申し上げます。はい、それでは加藤委員、お願いします。

(加藤委員)

表現的な問題なので、いやいいなんて言われればそれまでかもしれません。14ページなのですけれども、「除籍」の一つ上ですね、「3 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することがある」とありますけど、「免除する事ができる」ではないのかと。悪くはないのですけれど、命ずる事ができるのだから「できる」じゃないのでしょうか。校長の判断ですね、学則って。ですから「できる」と。

(事務局)

御指摘の通りです。ありがとうございます。

(加藤委員)

それから27条、こっちはちょっと心配しています。27条「すでに納入した授業料、入学金及び入学検定料は、原則として返還しない」と。まあ原則だからいいのかもしれませんが、消費者保護法というのがありまして、実際にサービスを受ける事が無ければ返還する事が法律で定められているのではないのでしょうか。入学金は手付金という事なので止むを得ないとしても、授業料というのは、実際にサービスを受けてない、要するに私はやめましたと、これ前期と後期でお金を納めるようになっていきますよね、仮に、前期をやったけど後期を受けない、でもお金は期日があるから払うと思うのですよね、当然、後期の分を。そうすると「原則返還しない」という書き方が適切なのかどうか。これについてぜひ、御検討というのか、どうお考えなのか教えていただきたいと。私も参考にさせていただきたいと。返還しないでもいいのだったらこれに越した事は無いのですけれど、これでいいのだったら、うちの学則をこれにしたいなという願望も持ちながらお尋ねいたします。

(伊藤会長)

事務局の方、ちょっと微妙な問題でもございますよね。学校現場は、この事は頭が痛いという風な部分もございます。

(事務局)

御指摘ありがとうございます。この場で、原則と書く事の可否だとか、何の基準をもって良いと言えるかというのは即答できないもので誠に申し訳無いのですが。基本は、その学校法人の作った学則だという事になるのですが、確かに加藤委員の仰るとおりで、サービスを受けてない方が一方的に払ったものでも一消費者としての権利を放棄されるのかというようなところは問題があるかと思えます。本日、御指摘いただいております即答できていない事柄が多くて大変申し訳無いのですが、そこは審議会の皆様からの大事な知見ですので、いただいて、今後の我々の指導も踏まえた形で、この書き方が妥当なのかどうなのかという事も含めて確認をした上で、必要があれば学園のほうに指導して参りたいと思っております。

(伊藤会長)

ありがとうございました。加藤委員、よろしゅうございますか。はい。他に御質問・御意見ございませんでしょうか。御意見等が無ければ、それぞれの案件についてお諮りいたします。

各種学校東北愛犬専門学院の廃止について了承する事とし、本件について適当とする旨、回答する事を決定してよろしゅうございましょうか。はい、ありがとうございます。それでは本件につきましては、意義が無いものと認め、適当と答申する事といたします。

続きまして、専修学校（仮称）東北愛犬専門学校の設置について了承する事とし、本件について適当とする旨、答申する事、決定してよろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。それでは本件につきましては、異議が無いものと認め、適当と答申する事といたします。ありがとうございました。

#### ⑦専修学校の設置について（（仮称）東北芸術高等専修学校）

事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

（仮称）東北芸術高等専修学校の設置につきましては、幼稚園・専修学校・各種学校部会に調査審議をお願いしております。その結果について、鈴木部会長から御報告お願いいたします。

(鈴木委員)

この件につきましては、平成31年1月31日に開催されました部会で調査審議した結果、本計画を了承した事を御報告いたします。

(伊藤会長)

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明及び鈴木部会長の報告を受けまして、御質問・御意見が有ればお願い申し上げます。はい。加藤委員，お願いいたします。

(加藤委員)

学則の9ページのところ、卒業証書の事が20条にあります。この卒業証書に書かれる内容というのは、具体的にどういう風に文言が記載されるのでしょうか。高等専修学校の文言だと想定していますので、当然、高校の卒業資格ではないと。ただし学科によっては、併修している場合には高等学校の卒業資格も同時に貰うと。ダブルスクールですから。こちらの方の20条の内容はどのような内容になるか教えていただけますでしょうか。

(伊藤会長)

はい。では、事務局お願いいたします。

(事務局)

こちらの20条につきましては高等専修学校の学則の規定でございますので、高等専修学校の卒業について記載された証書が発行されるものでございます。高等学校とダブルスクールをしている生徒については、高等学校の学則に基づいて高等学校から、要件を満たせば卒業証書が授与されるという事になります。

(伊藤会長)

はい。それでは加藤委員，お願いします。

(加藤委員)

そうすると、仮の話ですけど、高等専修学校で学科によっては併修のみ入学させる、募集するという事ですけども、その併修した広域通信制の方の科目が、当該高等専修学校に在籍中に単位が認められなくて、いわゆる履修不足であるとか、単位認定がされないとか、そういう事になった場合は、入学の時の条件は併修であると言いつつも、卒業の時は、広域通信制課程の所定の単位等が認定されない限りにおいては、高等専修学校だけの卒業資格になりますよという、ある意味で言うとダブルスタンダードになるのですね。

(伊藤会長)

はい、それでよろしゅうございますか。

(事務局)

加藤委員のお話のとおりでございます。

(伊藤会長)

ありがとうございました。他にいかがでございましょうか。御意見等無ければ、本案件についてお諮りいたします。

(仮称)東北芸術高等専修学校の設置について了承する事とし、本件について適当とする旨、答申する事と決定してよろしゅうございましょうか。ありがとうございました。それでは本件につきまして、異議が無いものと認め、答申する事といたします。

## (2) その他

(伊藤会長)

続きまして、議題(2)その他、でございますが、何か御質問・御意見ございますでしょうか。はい、山岸委員お願いします。

(山岸委員)

1点お願いなのですが。今日の審議、専修学校のところで、いわゆる教員資格のところで41条の話が出てきました。ちょっと調べておりましたが、現行の設置基準だと41条のところでいいのですが、「私学必携」実は古くなってしまっていて、こっちの方だと条文が異なっていて。この「必携」が出版された後に設置基準が改正されていますので、これを見た段階では何が何だか分からないというところがありましたので、よろしければ「私学必携」を最新のものに、手に入るのかどうかっていうのもあるのですが。特にこういうところ、法制に関しては僕らも不慣れなもので、逐一見なければいけない、でもスマートフォンを見ながら会議に出席するというのもどうかと思いつつ、そういうところもありましたので、ぜひ御検討いただければと思います。

(事務局)

御指摘ありがとうございます。我々も「私学必携」を、来年度の予算を取りまして、最新のものを買おうかと思っておりました。すみませんが、来年度には新しいものを御用意させていただきますので、よろしくお願いたします。

(伊藤会長)

はい。山岸委員、ありがとうございました。それでは、はい、どうぞ。

(加藤委員)

全般的な話なのですが、今日、見ていて感じた事は、元号で申請しているところと西暦で申請しているところ、そして学則も元号でやっているところと西暦のところがあります。これは私の感覚で言うと、元号で出すという事に、私学・公益法人課の様式ではなかったのではないかなと。半分期待なのですが、西暦でもいいのですかという事でございます。

(伊藤会長)

はい。それでも事務局お願いいたします。

(事務局)

現状では西暦でもOKという形になっておりますが、違和感があるところはあるかもしれません。例えば、株式会社だと西暦を使っているような企業もありますが、一条校と専各だと、その辺の認識もちょっと違うのかなという、それはちょっと個人的な感想ですが。現状では、どちらでも構わないという形にはなっております。

後は、本日御指摘いただきました点ですね、幼稚園の関係でも3歳児から4歳児の関係の佐藤委員の御指摘ですとか、今回、加藤委員からありました「学年」と「年次」の使い方ですとか、原級留置きの件ですとか、その他の返還の件ですとか、我々、課題を多く抱えてしまっていて申し訳ございませんでした。そこはきちんと確認をした上で、今後こういう事が無いように、事務局として整理をした上できちんと適切な指導をして参ります。本日の御指摘どうもありがとうございました。

(伊藤会長)

はい、ありがとうございました。議事進行に御協力いただきました事、感謝申し上げます。事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

(事務局)

御審議ありがとうございました。最後に「その他」という事ですが、何かございますでしょうか。無ければ今後の審議会の開催予定について御説明いたします。

年明けに第3回の本審議会、公開での本審議会という事になりますが、御案内のとおり来年2月の21日に開催する予定ですので、改めまして2月の中旬頃に文書で御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。また、次回の小学校・中学校・高等学校部会につきましては3月中旬という事で、来週以降、日程調整をさせていただきますので改めて御連絡をいたしますとともに、恐れ入りますが、小学校・中学校・高等学校部会の委員の皆様、事務連絡が事務局の方からございますので、この審議会が終わりましたら少々お待ちいただければと思います。では、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。本日は御審議ありがとうございました。

以下、余白

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

令和 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印

令和 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印